



越谷南高
2024年
4月9日

学校医・学校薬剤師の先生紹介

内科医	佐藤陽二先生	越谷ハートフルクリニック
	長谷川浩一先生	蒲生天神橋クリニック
耳鼻科医	徳丸隆太先生	とくまる耳鼻咽喉科医院
眼科医	木田橋久明先生	レイクタウン眼科
歯科医	清水重夫先生	清水歯科医院
	渋谷功先生	渋谷歯科医院
薬剤師	鈴木潤一先生	



新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。在校生のみなさん、進級おめでとうございます。新しいクラス、新しい友達、これからの日々が楽しみな反面、緊張からくるドキドキもあるのではないのでしょうか。焦らずゆっくり、少しずつ慣れていきましょう。最初の一步は笑顔のあいさつから！こまめな手洗いも忘れずに！

定期健康診断日程



養護教諭
斧田です



養護教諭
金子です。

4月から、健康診断が始まります。各検診を受ける際には、何を目的として受けるのか、よく考えましょう。健康診断は、自分の体を知る良い機会でもあります。尿検査は腎臓の状態を調べます。内科検診では医師が皮膚、心臓と脊柱の状態（平成26年の学校保健法一部改正により）を診てくれます。疾病の早期発見早期治療のためにも、学校の検診は積極的に受けましょう。欠席した場合は、「お知らせ」を配付しますので、個人で受診してください。その場合、有料となることがあります。

月	日	曜	項目	時間	対象	場所	
4	15	月	眼科検診 耳鼻科検診 ＊同時開催	5限 (1:10開始)	眼科1年全 耳鼻科1年5クラス	会議室	
	16	火	耳鼻科検診	5限 (1:10開始)	耳鼻科1年4クラス	会議室	
	18	木	身体測定	5限6限	全校生徒	体育館 教室 被服室	
	25	木	内科 (佐藤医師)	1限2限	3年5クラス	会議室	
5	30	火	心臓検診	1限～4限	1年全	会議室	
	1	水	結核検診	1限～4限	1年	会議室	
	1	水	内科 (長谷川医師)	13:00開始	3年4クラス	会議室	
	8	水	内科 (長谷川医師)	13:00開始	1年全	会議室	
	9	木	内科 (佐藤医師)	1限～3限	2年全	会議室	
	16	木	検尿	1限目	全学年	保健室	
	17	金	検尿		全学年		
	31	金	検尿(二次)		該当者		
	6	13	木	歯科検診	1限～5限	全クラス (総探 の関係上、午後 になる5クラスは1 学年)	会議室
		7		内科検診 予備日			
7			歯科検診予備日				
10			長距離大会前健康診断				

保護者の方へ

登校前、ご家庭での健康チェックをお願いします

ご家庭で状態を確認の上、登校させてください。体調が悪い場合は無理をせず、自宅での療養または医療機関受診をお願いします。

健康な身体づくりのために

高校生活を充実したものにするためには、毎日の生活習慣が大切です。十分な睡眠やバランスのとれた食事、リズムある生活などについて、お子さんと一緒に話しましょう。保健室では、こころと身体の健康の保持増進のため、随時、健康相談を行っています。お気軽にご相談ください。

日本スポーツ振興センター給付金の請求について（給付金を請求できます）

学校管理下でケガをした場合、医療機関を受診すると災害給付金の請求ができます。保健室にお知らせください。

- ・学校管理下とは授業中、休憩時間中、学校行事、部活動、登下校中など。
 - ・窓口での支払いが1500円以上（自己負担3割で）
- この2つが請求の条件です。

安全振興会について

安全振興会は、従来の埼玉県高等学校安全互助会の事業を引き継ぎ、共済事業と見舞金給付を行っています。詳しくは別紙「安全振興会加入のご案内」をご覧ください。「安全振興会加入のご案内」については、1年生は入学説明会時に配付しました。2年3年生は4月9日に配付します。1年間保管されることをお勧めします。

学校感染症について（出席停止となります）

病院で感染症と診断されましたら、学校までお知らせください。出席停止扱いとなります。学校に「出席停止に伴う欠席届」があります。登校してから提出してください。

色覚検査をご希望の方へ

色覚検査を希望する方には、検査を実施いたします。保健室までお知らせください。

自転車もヘルメット着用が努力義務です！

自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車事故死者の負傷部位(令和4年中)



※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車の主な禁止事項

- 無灯火運転** (道路交通法第52条第1項) 5万円以下の罰金(過失も同じ)
- 二人乗り運転** (道路交通法施行規則第8条第1号) 2万円以下の罰金又は科料
- 並進通行** (道路交通法第19条) 2万円以下の罰金又は科料
- 携帯電話等の使用運転** (道路交通法施行規則第10条第5号) 5万円以下の罰金
- イヤホン等の使用運転** (道路交通法施行規則第10条第7号) 5万円以下の罰金
- 傘さし運転** (道路交通法施行規則第10条第4号) 5万円以下の罰金

交通事故3つの義務!

- 1 負傷者の救護**
ケガ人がいる場合は、119番通報
- 2 危険防止の措置**
自転車等を安全な場所に移動させて、二次被害を防止
- 3 警察への通報**
交通事故を起こした(遭った)場合は、110番通報



交通ルールを学ぼう!

自転車も乗れば車の仲間入りです。交通ルールから交通事故を起こしたときの対応まで、運転者としての責任を確認しましょう。



自転車講習会 〈交通法令編〉



YouTube 埼玉県警察公式チャンネル

自転車指導啓発 重点地区・路線の設定

埼玉県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。



自転車指導啓発重点地区・路線は埼玉県警察のウェブサイトをチェック!



自転車もルールを守って安全運転



埼玉県警察

- 一般財団法人 埼玉県交通安全協会
- 一般財団法人 埼玉県交通教育協会
- 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会

